

北海道経済学会 ニュースレター

2021. 3. 31
第 6 号

Contents

- 1 2020 年度を振り返って
- 2 研究報告
- 5 講演会
- 6 昨年度の活動, 会則, 編集後記

2020 年度を振り返って



北海道経済学会 代表理事
北海道武蔵女子短期大学 学長 町野 和夫

2020 年度は新型コロナウイルス禍の中で、北海道経済学会でも例年のようなシンポジウムの開催は諦めざるを得ませんでした。しかし、オンラインによる講演会と 3 人の報告者によるワークショップを開催することによって、活動の継続を学会内外に発信することができました。講演を引き受けていただいた小高様や研究報告に応募していただいた会員の方々、討論者を引き受けてくださった研究者の方々、当日オンラインで参加し様々なご意見をお寄せいただいた皆様、そしてオンライン開催にお骨折りいただいた事務局の皆さんには心から感謝申し上げます。

さて今回のコロナ禍で、北海道の主要産業である観光業、飲食業、及びそれらの関連産業は特に大きな打撃を受けました。他方で IT 業界や巣ごもり需要などのオンライン消費関連の需要は大きく拡大しました。前者は顧客が移動することによって生まれる市場、後者は顧客を移動させないことによって生まれる市場と言えます。前者がコロナ後に徐々に回復することは間違いありませんが、後者の多くもコロナ後の社会に定着すると思われる。ショッピングや金融の一部では既にオンライン化が進んでいましたが、その他の多くの経済活動でもオンライン化が加速化することは確かでしょう。企業のテレワーク、教育や医療でのオンライン化は、新型コロナ感染拡大防止のため半ば強制的に拡大しましたが、不可逆的な動きとしてコロナ後も継続しそうです。

移動を伴わない市場の拡大は、一見北海道にとって不利なようですが、長期滞在型観光の推進や様々な形態（ワーケーション、マルチハビテーションなど）の移住促進など、人口減を迎えた北海道にとって、これまで提唱されても実現できなかった課題解決策への追い風になり得ます。本学会も、コロナ禍を単に耐え忍ぶだけでなく、そこで見てきた環境変化をコロナ後の北海道の飛躍へとつなげる役割を多少でも担えるよう努力していきたいと思えます。

研究報告

北海道における男性の育児休業取得の実状と課題

報告者：北海道大学大学院経済学研究院 金 仁子

討論者：北海道大学大学院経済学研究院地域経済経営ネットワーク研究センター 村上 明子

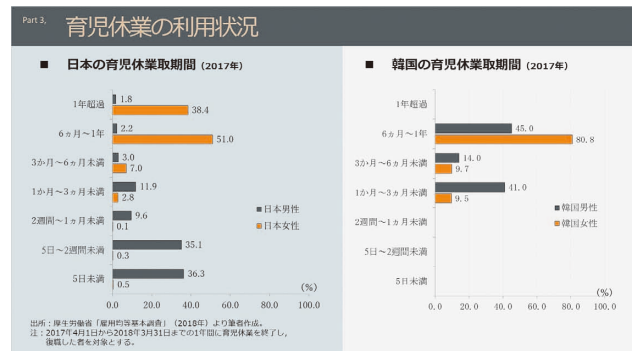
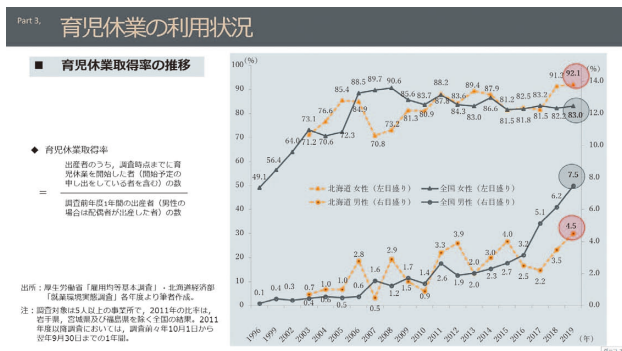
本研究は、ジェンダー平等の視点からのワーク・ライフ・バランス（以下、WLBと略す）の実現に向けた取組みとして男性の育児休業取得に着目し、日本の育児休業制度の内容と北海道の男性の育児休業取得の実状を分析することで、WLBの推進に関する政策デザインが私的領域における夫婦の生活時間配分関係にどのような影響を及ぼすのかを検討するための知見を得ることを試みたものである。分析の結果をまとめると以下となる。

第一に、日本の女性の育児休業取得率は、2010年代以降、83%前後で推移しているのに対し、日本の男性の育児休業取得率は、パパ・クォータの導入など、男性の育児休業取得を促す施策の推進の下で増加傾向にあるとはいえ、2010年に1.4%から2019年に7.5%へと、わずか6.1ポイントの増加にとどまっており、育児休業取得率における男女の差は依然として大きい。一方、北海道の女性の育児休業取得率は、2018年から2年連続で90%を超え、全国の女性の育児休業取得率を上回っているが、北海道の男性の育児休業取得率は、2017年以降、全国の男性の育児休業取得率のほぼ半分程度となっており、その差は全国より大きい。父親が取得できる育児休業の期間を最大2か月拡大するものとしてデザインされた日本のパパ・クォータ制では、男性の育児休業取得率を画的に引き上げる効果はあまり得られなかったのである。また、男性の育児休業取得率は、業種ごとにばらつきがあり、業種によっては育児休業を利用している男性が全く存在せず、事業所の規模が大きいほど取得率が低い。実際、多くの企業で男性の育児参加を促進するための取組を実施していないことは、男性の育児休業取得への抵抗感が職場や社会一般に根強く残されていることを示している。

第二に、実際の育児休業の取得期間においても、男女の差は大きい。日本の女性の8割以上が6か月以上の育児休業を取得しているのに対して、男性の7割以上が2週間未満で、36.3%が5日未満の育児休業しか取得していない。育児休業給付金の支給条件として最低取得期間を義務付けるなどを通して、男性の実質的な育児休業の取得期間の拡大を図ることも可能であろう。

第三に、育児休業給付金の現実化は、育児休業取得率を引き上げる効果がある。育児休業給付金の支給には上限額が設定されているが、その上限額の影響を受ける、相対的に所得が高く規模の大きい事業所の男性の育児休業取得率が低く、かつ、育児休業取得期間が短いため、法律上の支給率（67%、50%）と実際の平均所得代替率（58.4%）の差がそれほど大きくない。上限額の設定をうまく利用しながら支給率を引き上げ、育児休業給付金の現実化を図ることで育児休業を取得する男性の増加が期待できる。

以上の結果を踏まえると、真のWLB実現に向けた取組みとして男性の育児休業取得を高めるためには、パパ・クォータ制の実効性を高める制度設計が必要である。男性の育児休業取得者の7割以上が2週間未満でしか育児休業を取得していない状況からすると、分割ボーナスで男性の育児休業の取得可能な期間を拡大するパパ・ママ育休プラスは、実効性のある施策とは言い難い。男性の育児休業取得を高めるためには、単に育児休業取得可能な期間を拡大するよりは、実質的な取得期間の拡大や育児休業を取得可能な対象労働者の範囲の拡大、パパ・クォータ制が適用される期間に対する育児休業給付金の現実化を図るなど、より積極的な措置を取る必要がある。



公的施設を活用した地域の物流効率化施策について

報告者：北海道経済学会 学会員 清水 敏史
討論者：北海商科大学商学部 田村 亨

1. はじめに

国土交通省北海道開発局開発監理部開発調査課では令和元年度北海道開発計画調査として、北海道の「生産空間」の維持・発展に向け、地方部の物流実態等を把握するとともに、物流の効率化に寄与する取組の実施に当たっての公的施設の利用可能性について調査・検討している^{*}。当該調査の対象地域としては、名寄（名寄市、士別市、剣淵町）、遠軽（遠軽町、湧別町、佐呂間町）、岩宇（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）の3地域が選定されている。

このたび、北海道開発局と同様の目的意識を持ち、個人として当該調査の報告書等（以下「開発局報告書」という。）を分析し、3地域の公的施設を活用した物流効率化施策を検討した。

2. 開発局報告書の独自分析と物流効率化施策の検討

名寄地域では、北海道北地域と大消費地とを中継するストックポイントを、例えば名寄市にある道の駅などに設置することで両地域に相乗効果をつくり出すことが一つの戦略として考えられる。名寄地域では北海道北地域の物流を取り込むことで大消費地への物流網を更に強固にしうる可能性が、北海道北地域では大消費地への物流網が安定的に維持されていく可能性が高まる。一方で、採算面を考慮すると、北海道北地域から名寄地域への復路での帰り荷をどう確保するかが、このスキームを実現していく上での鍵になると考えられる。

遠軽地域では、冷凍車を保有する物流事業者を確保できないため、冷凍車を有する道央圏の物流事業者が空荷で集荷に来ている状況が把握されている。道央圏からの当該輸送網が失われると地域への大きな影響が予想される。往路での空荷の解決以外に、道央圏から来る冷凍車の復路での積載率を上昇させることも物流網の安定のために有効であると考えられる。そのため的手段としては、高速道路へのアクセスが可能な遠軽町の廃校跡地などにストックポイントを設置し共同輸送を行うことなどが考えられる。

岩宇地域では、複数の道外移出網が把握されているが、出荷物や輸送ルートを検討すると、地域内にストックポイントを設置しても出荷物の集約が円滑に進まない可能性がある。むしろ、門戸となる苫小牧港などでストックポイントを設置し、道内の他地域から集まってくる荷物と集約して大ロット化することで、より効率的に道外へ出荷できる可能性があると考えられる。

おおかた三者三様の強みと課題があるが、それぞれの物流構造に基づいて戦略的な「中継型」、「発地型」、「着地型」な

どのストックポイントを構築することで、地域の強みを生かしながら課題の解決を図っていくことができると考える。

3. 物流効率化に寄与する取組のために活用する公的施設検討の要点

物流事業者へのヒアリングから、活用する公的施設については「既存の運送ルート上あるいはそれに近い場所に立地していること」が重要な条件となる。この条件を優先して絞り込むと、幹線道路沿いにある道の駅や廃校施設などがストックポイント設置箇所としての有力候補となってくる。一方で、公的施設は保管専用の施設ではないため、保管中の商品保証が課題である。商品保証の保険料の負担や保守管理の方法について検討が必要であろう。

4. さいごに

論文では地域の物流網を俯瞰的に捉え、戦略的な物流効率化施策を論ずることに注力してきた。一方で、田村先生との討論では「地域の物流効率化は誰が主導して進めるのか？」という視点へのご示唆をいただいた。インセンティブを構築し民間主導で推進するのか、制度設計はどうするのか、行政はどう関わるのか、論文において、これらの検討は必ずしも十分ではなく、執筆者にとって今後の課題となった。「生産空間」の維持・発展のための取組と検討を積み重ねながら、この課題と向き合っていきたい。

本稿は、執筆者の個人的見解であり、執筆者の属する組織の見解を示すものではありません。
※生産空間を支える物流インフラ維持に向けた公的施設の利用可能性検討調査



図

「一帯一路」構想の経済学的背景について

—新構造経済学からの考察—

報告者：北海商科大学商学部 舩田 佳弘

討論者：北海道大学大学院経済学研究院 松村 史穂

本報告は、中国政府が中心となって進めている「一帯一路」構想の理論的基礎と考えられる「新構造経済学 (New Structural Economics)」についてその概要を整理し、「一帯一路」構想の理論的根拠としての妥当性について検討を試みたものである。

まず、「一帯一路」のよく知られた事実について簡単に整理を行った。主な内容はその対象範囲がユーラシアのみならず、アフリカ・中南米・南洋諸島・北極海まで含む地球規模の構想となりつつあること、またその資金源として AIIB (アジアインフラ投資銀行)、NDB (新開発銀行)、シルクロード基金が設立されていることなどである。

「一帯一路」構想では自由貿易の有効性と政府主導のインフラ整備の必要性がともに強調されているが、通常の経済学において両者は相反するものと考えられやすい。自由貿易の問題点や政府の必要性を論じる立場としては、かつてラテンアメリカで流行った構造主義経済学 (Structuralist Economics) が挙げられる。構造主義者とされる論者の見解にはかなりの幅があるが、ここではその代表的な主張を「交易条件悪化仮説」と「二重経済論」の二点に絞っている。構造主義経済学は開発論としてユニークな視点を提供するものではあったが、実践的な面では顕著な成果が得られなかった。

世銀元副総裁の林毅夫は構造主義経済学の反省を踏まえて自説を新構造経済学と呼び、近年は中国国内でも研究が進められているが、日本ではその内容が紹介されることは少ないため、本報告ではその基本的な骨子の紹介を行っている。まず、林は計画経済における重工業優先戦略や構造主義経済学で提案された輸入代替戦略が上手くいかなかった理由として、そうした戦略が資源の賦存構造を無視しており、効率性を欠いたものであったことを示す。林の説明は資源制約と等産出曲線の接点での生産こそが効率的になる (比較優位を有する) という教科書どおりのものであるが、産業構造の変化を考えるとそこの特徴がある。

開発経済学における誘発的革新論では相対的に希少な資源を節約する技術が取り入れられる過程が等産出曲線の変化として示されるが、林は制約線の変化の方に注目する。通常、発展途上国では労働よりも資本の方が希少とされ、労働集約的産業が比較優位を有することになる。相対的に資本が増えればより資本集約的な産業が比較優位を持てるようになるが、政府が補助金を与えるのでは輸入代替戦略と同じく効率性を損なうため、インフラ整備という形で政府が資本を投下する必要性を述べる。政府主導の開発は企業にとって不確実性

の低下を意味し、インフラの公共的性質から競争的環境を損なうこともないとするためである。

この議論は中国における計画経済期の停滞および改革開放期の労働集約産業の発展、サブプライム危機後の政府対応など、中国経済論としては多くの事柄を説明できるものであり、林は中国の経験が一般的に途上国開発にも適用できるとする。つまり、途上国はインフラ建設を通して賦存構造を変えることができ、そのための資本援助として一帯一路を利用することができると解釈できる。しかし、産業政策の議論からもうかがえるが、政府が機能するのは国内の範囲であり、林の主張を多国間の関係に直接持ち込むには政治経済学的な課題が多いと思われる。

林の主張に対しては批判も多く、ここでは代表的なものとして、クルーガーの指摘するレントシーキングの余地が大きい点を挙げる。全産業が等しく恩恵を得られるような包括的インフラであれば、メリットの方が大きいかもしれないが、林の主張においては必然的に選択的なものにならざるを得ず、林も適切に答えていないようである。報告者は、レントシーキングのコスト面だけでなく創出的な面も考慮するのであれば、林の主張を補強することも可能と考えるが、それはあくまでも政府が適切に機能する一国内に限られる。「一帯一路」構想のような多国間関係において投資受入れ国内のレントをコントロールすることは不可能であろう。

「一帯一路」構想は中国政府によってしばしば国際公共財の供給と表現されている。経済学において、国際公共財は純粋公共財というよりもクラブ財として扱われるものであるが、中国がその供給を行うとすれば政治学的には米国の覇権に対する挑戦と考えられよう。一帯一路をクラブ財と考えると、加盟に際して興味深い駆け引きが考えられるが、こちらはまた別の機会に扱いたい。

コメンテーターの松村先生からは「中国にとってのメリット」と「一帯一路で自由貿易が維持されるか」と要点を突いた質問をいただくことができ、今後の励みとさせていただいた。



講演会

「北海道経済の課題」の課題

講演者：株式会社北海道二十一世紀総合研究所 副社長執行役員 小高 咲

「北海道経済の課題」としてしばしば指摘されることの中には、経済の素人からみるとよく分からないことが多く含まれている。

まず、課題の筆頭ともされる少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少であるが、供給面では女性や高齢者、外国人労働力の活用やIT技術の活用が、需要面ではインバウンドを増やす施策が必要とされ、現に進められてきている。しかし、人口が減少すること自体は課題（＝解決すべき問題）というより避けられない事象であるし、これらの施策をもってしても定住人口の減少を完全に代替することは難しいように思う。仮にそうだとすると、人口減少自体が課題なのではなく、人口の漸増と右肩上がりの経済成長のみを前提に作られてきた社会インフラや集落の構造、社会の制度や仕組みが実態に合わなくなっていることが課題ということなのではないか。

産業構造、具体的には製造業のウェイトの低さと、ウェイトの高い食品製造業やサービス業の生産性の低さも、北海道経済の課題とされる。これに対しては、先端医療技術・バイオ関連や宇宙航空産業など、新しい産業分野を育てる動きや、食品製造業の付加価値率を上げる試みなどが進んでいる。これらは、今後も不断に進めていくべきものであろう。ただその前提として、北海道の価値や強味も踏まえたうえで、北海道が日本の中の一地域としてどのような役割を果たしていくのかを今一度明らかにすることが重要ではないか。こうした北海道の価値や役割は、コロナによって再考が必要となる面もあろう。いずれにしても、これ抜きでは、諸々の対応は部分最適な動きに止まるのではないかとこの疑念が常につきまとうように思う。

課題の3つ目としては、官依存体質、官需のウェイトの高さを挙げることができよう。確かに官需のウェイトが全国対比でみて有意に高いことは事実であるが、それがなぜ課題なのか。理由として、①無駄な公共投資が行われている、②官需が民需をクラウドアウトしている、③官需によって事業が成り立っている企業・業種のウェイトが高く、そこでは経営努力が進まず北海道経済全体のイノベーションを削いでいる、④自助努力せず国からいかにお金をとってくるかに腐心している自治体・業界が多い、⑤「官」のウェイトが高いこと自体が経済の活力を削いでいる、といったことが考えられるが、実際のところどうなのかがよく分からない。この点が曖昧なまま、「官依存体質」という言葉が独り歩きし、しかもそれが官主導で開発が進んだという北海道の歴史的経緯に

よるなどとされると、幅広い層が北海道経済に対する自己評価を下げる原因になってしまう。官需のウェイトが高いことは、本当のところ何が問題なのか、具体的に他地域と比べてその問題はどこにどう表れているのか、解決に向けて何をすればよいのか、分かり易く分析的な発信が望まれる。

産業構造にも関連するが、道内経済に占めるウェイトの高い中小企業について、後継者不在率が高いこと、経営者の事業継続意欲が低いこと、廃業が多いことも課題とされる。これに対しては、廃業させないための対応、すなわちM & Aも含め事業承継を、官民金を挙げて強力に進める必要があるし、その前提として、そうした手法の認知度を高めることが重要であろう。生産性が低い企業は淘汰されるべきでむしろそれによって産業全体の生産性が向上するから好ましい、という議論もあるが、そこでも、市場から退出すべきかを判断するための情報が重要であり、官民金を挙げての事業承継等のサポートがその役目を果たすということではないか。

最後に、北海道経済固有の話ではないが、金融について触れたい。伝統的な預金取扱金融機関は、重要な社会インフラを担っているが、その中にあっても合理的な経営判断をする必要はあるはずである。しかし実際には、それが許されない社会的責任がある、あるいはそうした社会的責任を負うべきであるという強いプレッシャーがあるように思う。その結果として発生するコストは現状専ら金融機関自身が負っているように見える。しかし、金融機関の経営環境が大きく変化する中で、そうしたコスト分担の構図は適切なものか。仮に適切ではないとすると、長い目でみれば安定的な金融サービスの提供そのものが脅かされることにつながるのではないか。コロナ下で金融機関が果たすべき役割、金融機関の店舗政策、オーバーバンキング下での金融再編、預貸業務からフィーズビジネスへの転換、フィンテック企業との協業のあり方など、金融を巡っては次元の異なる様々な動きがあるが、いずれも、規制コストも含め社会的コストを誰が負担するのかという問題抜きでは議論できないのではないかとこの気がしている。



Photo by 北海道経済連合会

2020年10月31日 北海道経済学会 2020年度総会(68回)、講演会、ワークショップにおいて

昨年度の活動

- 2019年7月13日 理事会(会場 北海道大学)開催
議題 (1) 理事と会員の変更について
(2) 2018年度決算(案), 2019年度予算(案)
(3) 北海道経済学会2019年度大会(ワークショップ, 第67回総会・第103回シンポジウムについて)
- 2019年10月19日 北海道経済学会2019年度大会(ワークショップ, 第67回総会・第103回シンポジウム)
会場: 北海道武蔵女子短期大学
10:00~12:35 ワークショップ(5報告)
12:35~13:05 総会 理事と会員の交代・2018年度決算案, 2019年度予算案・来年度事業計画案 等
14:00~17:00 シンポジウム テーマ: 食・農・コミュニティの視点からとらえる北海道観光の近未来
講演 講演14:10~15:25
「北海道観光の現状と課題について」北海道武蔵女子短期大学 教授 吉地 望
「ニセコスキー観光の特色—食とコミュニティによる変化を中心として—」北翔大学 教授 菊地 達夫
「観光は皆を幸せにするか」北海道武蔵女子短期大学 准教授 松木 靖
「北海道の移民文化とその観光資源としての可能性」北海道武蔵女子短期大学 講師 齋藤 貴之
パネルディスカッション パネリスト 菊地 達夫, 松木 靖, 齋藤 貴之
コーディネーター 吉地 望
- 2020年3月31日 「北海道経済学会ニュースレター」第5号が刊行された

北海道経済学会会則

- 第1条 本会は北海道経済学会と称する。
- 第2条 本会は北海道における経済学, 経営学並びに商学の研究及びその発展をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は経済学, 経営学並びに商学の研究者にして, 前条の趣旨に賛同する者を以って組織する。但し上のほか, 会員が推薦し理事会による承認を経た者は, 会員となることができる。
- 第4条 本会の事務局は北海道大学大学院経済学研究院 地域経済経営ネットワーク研究センターにおく。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
(1) 研究報告及び講演会の開催
(2) 会員の研究成果及び講演録の公表
(3) その他本会の目的を達する為に適当な事業
- 第6条 会員は次に掲げる区分ごとに総会の議決を経て決められた会費を負担するものとし, 継続して3年以上滞納した場合は, 原則として会員の資格を失うものとする。
(1) 正会員: 第3条に該当する者で(2), (3)に該当しない者
(2) 学生会員: 第3条に該当する学生
(3) 賛助会員: 第3条に該当し, 本会の事業を賛助する個人又は法人
- 第7条 本会に下記の役員を置く。
(1) 理事 若干名
(2) 監事 1名
役員の任期は2年とする。但し, 重任は妨げない。
- 第8条 理事は総会で選任し, 総会の決議にもとづき会務を執行する。
- 第9条 理事は互選によって代表理事1名を定める。代表理事は本会を代表する。
- 第10条 監事は代表理事が理事以外の者から選任する。
- 第11条 通常総会は年1回これを開く。
- 第12条 総会の議決は出席会員の過半数による。但し, 会則の変更は出席会員の三分の二を以って定める。
- 第13条 本会の会計期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 付則 1. 改正された本会会則は1999年11月6日から施行する。
2. 本会会則は2002年11月16日から施行する。
3. 本会会則は2013年12月14日から施行する。
4. 本会会則は2015年11月15日から施行する。

編集後記

2020年度は, 東京オリンピック開催とそれに伴う一部競技の札幌開催によって記憶されたかもしれない年度でした。しかしながら実際の記憶は, ニュースで繰り返し放映されるCOVID-19の電子顕微鏡写真と, 感染症関連の統計と地図に塗りつぶされてしまっているかもしれません。

感染拡大防止のための「新しい生活様式」はあらゆる日常生活を大きく変容させ, 北海道経済学会の開催様式もオンラインへと変更を余儀なくされました。オンラインでの大会開催は, 感染防止のため仕方なくという側面もありましたが, 物理的移動の制約なく新しい研究上のつながりを生んでくれるという発見もありました。

本ニュースレターへ原稿をお寄せいただきました先生方, これまでの大会から引き続きご参加いただきました皆様, そして今年度の大会から新たにご参加いただきました皆様に心より御礼を申し上げます。今後も北海道経済学会が皆様の更なる新たな研究上のつながりの場となり続けることができるよう努めてまいります。

事務局 北海道大学大学院経済学研究院 地域経済経営ネットワーク研究センター (REBN)

入会ご希望の方は下記にご連絡ください

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 北海道大学大学院経済学研究院
地域経済経営ネットワーク研究センター内 北海道経済学会事務局
Tel & Fax: 011-706-4066 Mail: sacade@econ.hokudai.ac.jp